

就農支援促進事業補助金交付要綱

平成16年3月29日

訓令第27号

(目的)

第1条 この要綱は、市内に住所及び主となる経営地を有する農家（以下「市内農家」という。）の子弟が、将来親等の経営基盤を継承し自立した経営者となるよう、営農技術や経営能力の向上のための研修などに対し支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学卒後 学校卒業後又は学校卒業後農業研修を終了したことをいう。
- (2) Uターン 農業以外の職業から親等のもとに転職することをいう。
- (3) 親等 3親等以内の親族をいう。
- (4) 農業従事者 年間150日以上農業に従事する者をいう。
- (5) 農地所有適格法人 農業経営を行う株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社及び農事組合法人をいう。

(支援の内容)

第3条 市長は、市内農家の子弟に対し、深川市農業振興条例施行規則(昭和60年深川市規則第22号。以下「規則」という。)、深川市補助金等交付要綱(昭和51年制定)及びこの要綱に定めるところにより、補助金を交付する。

2 補助金の交付は、同一世帯に対して原則1回とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、市内農家の子弟で、学卒後又はUターンして親等が経営する農場等において農業に従事している者（すでに従事している者を含む。）であって、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 補助金の交付申請時において、年齢が45歳以下の農業従事者であること
- (2) 将来親等の経営基盤を継承し農業経営を行うか、又は親等が出資している農地保有適格法人の構成員となることが確実と認められること。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助対象経費は、次に掲げる経費とし、補助率は2分の1以内とする。ただし、補助金の額は、15万円を限度とする。

- (1) パソコン及びソフトの購入経費
- (2) 営農に必要な資格の取得経費
- (3) その他市長が必要と認めたもの

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第6条に基づき、補助金等交付申請書に、市長が必要と認める書類を添えて、市長の定める日までにきたそらち農業協同組合を経由して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、規則第7条に基づき、補助金の交付決定をするものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、規則第8条の規定に基づき当該補助事業完了後、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)の請求により交付するものとする。

(事業計画の変更)

第9条 補助事業者は、補助金交付決定の内容に関し、変更を加えようとするときは、規則第9条の規定に基づき、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、規則第10条の規定に基づき、すみやかに実績報告書に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消し又は返還)

第11条 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、市長は補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付決定後、2年以内に営農を中止したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金を受けることについて、不正の行為があったとき。
- (4) 補助金交付の条件に違反したとき。

(施行細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(深川市Uターン等就農者助成金交付要綱の廃止)

2 深川市Uターン等就農者助成金交付要綱(平成14年4月1日施行)は、廃止する。

附 則(平成18年5月1日訓令第45号)

この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日訓令第21号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行し、改正後の就農支援促進事業補助金交付要綱の規定は、平成26年度以降の交付申請分から適用する。

附 則(平成28年3月31日訓令第24号)

この訓令は、平成28年3月31日から施行し、改正後の就農支援促進事業補助金交付要綱の規定は、平成27年度以降の交付申請分から適用する。

附 則(平成28年6月16日訓令第41号)

この訓令は、平成28年6月16日から施行し、改正後の就農支援促進事業補助金交付要綱の規定は、平成平成28年4月1日から適用する。

附 則(令和3年7月27日訓令第50号)

この訓令は、令和3年7月27日から施行する。